

「分配」と「成長」の好循環を掲げる岸田政権初めての税制改正が昨年末に行われた。わが国が抱える諸問題、デフレ経済からの完全脱却、ポストコロナで拡大した格差への対応、国際公約でもある地球温暖化対策などに正面から答えておらず、課題を先送りした内容となっている。とりわけ金融所得税制とカーボンプライシングについては、議論すら回避しており、論点がどこにあるのか国民にはわからないまとなつた。

改正の目玉は賃上げ促進税制で、法人税の減税率を引き上げる深掘りが行われた。対象者は大企業が継続雇用者、中小企業は全雇用者について、ボーナス込みの賃金総額の上昇率で判断する。この税制を活用できるのは業績のよい企業で、6割が赤字法人である中小企業にとって減税は効果がない。150兆円という賃金総額を、数千億円の法人税減税で引き上げるという発想には限界がある。

賃上げが継続的に行われるためには、生産性の向上が必要だが、そのためには雇用者の能力開発や転職の際の職業訓練の充実などの政策を併せて行う必要がある。さらにいえば、賃金が上がっても、「消費」に回らなければ次の成長につながらない。将来の社会保障不安を抱えるままでは、貯蓄に回すだけになる。岸田政権の「新しい資本主義」が、この点も取り込んだ議論を行うことを期待したい。

筆者が評価するのは、財産債務調書制度の改正だ。2015年度の税制改正で創設された現行制度は、所得2,000万円超の対象者に対して、総資産が3億円以上あるか有価証券などを1億円以上保有している場合に提出義務が課される。したがって、多額の資産を保有しているにもかかわらず、高齢で年金生活者になった場合には適用されないという問題があった。

今回、総資産10億円以上を持つ資産家に対して、所得にかかる調書提出を義務づけた。相続税などに活用されるが、高額の資産があるのに所得は年金だけなので住民税非課税世帯になり、各種給付を受けたり負担を免除・軽減される高齢者の例が見受けられるので、その観点からも活用が期待される。さらに議論は預金口座の番号付番に展開していくだろう。

金融所得税制については一切議論されなかつた。見直しの焦点は、1億円以上の申告所得者の実効税率が下がっていくことへの対処なので、金融所得税率の一括引上げでは解決できない。

配当と株式譲渡益を名寄せ・合算し、もう一段階高い税率を設定する（複数税率）ことを検討する必要がある。また、中低所得者への配慮として、NISAの拡充とセットで行うなら相場に与える影響も少ないはずだ。そもそもわが国の株式取引の過半を占める海外投資家にとって、この税制は無関係のはずだ。

もう1つ、地球温暖化対策のためのカーボンプライシング、炭素税も議論なく見送られた。菅前首相の下で解禁されたカーボンプライシングの議論だが、この1年、経産省・環境省は議論を行い中間整理を公表した。企業は、炭素税について具体的なイメージを持ち合わせておらず、税収の使途も議論されないまま、入り口で反対をしている状況だ。

昨年6月閣議決定された成長戦略実行計画では、「カーボンプライシングなどの市場メカニズムを用いる経済的手法は、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて躊躇なく取り組む」としており、早急に具体的議論を始めるべきだ。国際公約である2050年実質カーボンゼロの達成に向か、時間的余裕のない重要な課題である。

第  
178  
回

令和4年度税制改正の残した課題

# 税制之理

森信茂樹

東京財團政策研究所研究主幹